

外来生物法とは

正式には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」というもので、特定の外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としています。

外来生物法に関して  <http://www.env.go.jp/nature/intro>

特定外来生物とは

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものについて**特定外来生物**として政府が指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・輸入などが原則として禁止されます。

外来生物被害予防3原則

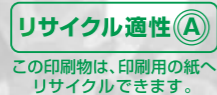
- 1 入れない**
悪影響を及ぼすかもしれない外来生物をむやみに日本に入れない
- 2 捨てない**
飼っている外来生物を野外に捨てない
- 3 拡げない**
野外にすでにいる外来生物は他地域に生きたまま持ち出さない



【発行元・特定外来生物に関するお問い合わせ】
環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課
〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎11F
TEL: 086-223-1561 FAX: 086-224-2081

【制作】
エー
有限会社 **環境研究所**

【協力】
国土交通省 国土技術政策総合研究所
環境研究部 緑化生態研究室 室長
松江 雅彦



2017年2月改訂

特定外来生物 オオキンケイギク

中国・四国版

気をつけよう！外来生物
守ろう！生物多様性

